北海道告示第 11243 号

家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年農林省令第 35 号）別表第二の二の５の（３）及び三の５の（３）の規定に基づく、都道府県知事が認める者については、下記のとおりとする。

令和 ３ 年（2021 年） 10 月 １ 日

北海道知事　　鈴木　直道

１　１万頭以上の豚及びいのししを飼養する大規模所有者

２　20 万羽以上の家きんを飼養する大規模所有者